

令和2年度奈良市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和2年8月31日

(目的)

第1 この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、本市が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

(対象となる障害者就労施設等)

第2 この方針において、調達の対象となる障害者就労施設等は次の施設等をいう。

(1) 法第2条において規定される次のアからクまでの施設等

- ア 障害者支援施設
- イ 地域活動支援センター
- ウ 障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設
- エ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- オ 法施行令（平成25年政令第22号。以下「施行令」という。）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
- カ 施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- キ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障害者
- ク 障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体

(2) 施設等に対して物品等の調達のあっせん又は仲介の業務を行う共同受注窓口としての機能を有する者として本市が認めた者

(対象物品等及び対象組織)

第3 この方針は、本市が調達する物品等を対象とし、本市の全ての部等において取り組むものとする。

(調達の取組)

第4 本市における障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次のとおり

取り組む。

(1) 調達推進に必要な情報の提供

職員に法の趣旨を周知するとともに、障害者就労施設等が提供する物品等について、ホームページ等により情報を掲載するとともに、各部等からの問合せに対して必要な情報提供を行う。

(2) 随意契約による調達

障害者就労施設等から調達することが可能な物品及び役務の調達に際して、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用する。

(3) 物品等の紹介の機会の確保

本市が行う調達に加え、市民等への物品等の紹介の機会の確保に努める。

(調達目標の設定)

第5 調達目標は、調達実績件数が前年度の実績を上回ることを目標とする。

(調達実績の集計及び公表)

第6 各部等は、本方針に基づき、物品等の調達実績について、年度終了後に報告するものとする。各部等から報告のあった調達実績については、その概要を取りまとめ、公表するものとする。

(その他)

第7 物品等の調達における契約手続きについては、奈良市契約規則（昭和40年11月12日規則第43号）の規定によるものとする。また、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、必要に応じ本方針見直しを行う。